

「平成 29 年度 第 1 回 村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会」会議要約

- 1 開催日時 平成 29 年 6 月 29 日（木） 15:00～16:20
- 2 開催場所 村上市役所 4 階 大会議室
- 3 出席委員 高橋委員、小田委員、脇坂委員、丸山委員、長浜委員、菅原委員、
當摩委員、小林委員 齋藤委員、奈良橋委員、佐藤(健)委員、
石黒委員、大野委員、片野委員、佐藤(和)委員、瀬賀委員、
佐藤(久)委員、竹内委員、津島委員、本保委員、荒川委員、
田中委員、藤田委員
- 4 オブザーバー 関オブザーバー
- 5 欠席委員 長浜委員、小林委員、浅野委員、安田委員、清水委員、
- 6 コンソーシアム 日立造船(株)、(株)第四銀行、東亜建設工業、(株)本間組 計 7 名
- 7 出席職員 中山環境課長
新エネルギー推進室：田中課長補佐、遠山係長
- 8 傍聴者 国県関係者 5 名、報道関係者 1 名、一般傍聴者 5 名
- 9 会議経過 別紙のとおり

平成 29 年度 第 1 回 村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会

次 第

と き 平成 29 年 6 月 29 日 (木)
午後 3 時 00 分～
ところ 村上市役所 4 階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 経過報告

- (1) 事業性評価の進捗状況について
- (2) 洋上風力発電に関する法的検討について

4 その他

- (1) 「我が国における洋上風力の課題等について」(情報提供)
経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課 課長補佐 関 大輔 氏
- (2) 市民講演会について
- (3) その他

5 閉会

会 議 要 約

1 開会（午後 3 時 00 分）

事務局：皆様、本日はお忙しいところ、ご参集をいただき、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、只今から平成 29 年度 第 1 回村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会を開催させていただきます。

早速でございますが、次第に従いまして進めさせていただきます。はじめに、当推進委員会会長であります、高橋市長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願ひします。

2 あいさつ

会 長：皆さんこんにちわ。

平成 29 年度第 1 回目にあたります推進委員会を開催させていただきましたところ、極めてお忙しい中お集まりをいただきまして心より感謝を申し上げたいと思っております。

今日まで、我々村上市といたしましても、この岩船沖洋上風力発電をしっかりと進めていこうと言う立ち位置で今日まで参ったわけであります。

今、我々を取り巻くと申しますか、日本全体を取り巻く環境の中でも随分と再生可能エネルギー、取り分け、風力発電事業と言うものについては、色々なスキームでの取り組みが進められている中であります。

その中で一般海域における洋上風力発電は、ある意味、ここが一番先頭を走っていると思っているわけでありまして、その事業の推進にあたって皆様方から日頃お力添えをいただいておりますことに感謝を申し上げたいと思っております。

本日、経産省 新エネルギー庁より関課長補佐様には、極めてお忙しい中おいでをいただきまして情報提供をいただくわけでありますけれども、送電網の系統系をしっかりと作り込む、それによって事業に参入する事業者の後押しを進めるのだと言う形で、27 日の日経新聞に出ておりました。

また今日は、新潟県が進めておりました新潟県の沖合いにおける洋上風力発電の分析の成果結果が、日報に載っております。その中を見ますと非常に大きな形で、新潟県としてもこの洋上風力の部分については捉えているなど、これは新潟県のみならず、これから我が国におけるエネルギー政策の根幹をなす側面もあるのだと私自身感じているところであります。

こうした意味合いも含めまして、これからしっかりと今日までの取り組みを更に

進めると言う立ち位置で皆様方からご協力をいただければありがたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして冒頭でありますけれども、私が推進委員会の中で一つしっかりと制度設計にあたらなければならない法的な根拠付け、そのたびに専門的な知見をお借りをしようと参画をいただきました名古屋大学環境研究課の梶脇委員が、この度、事情がありまして、この推進委員会の委員をご退任されました。このことは皆様にお知らせ申し上げておきたいと思っております。

けれども、これまでの梶脇先生の取り組みの中で、今日も少しご報告を申し上げる予定でありますけれども、法的根拠の位置付けにつきましてしっかりとこれまでまとめていただいたところであります。

この部分につきまして、私からは感謝を申し上げながら、今回非常に残念ではありますけれども、専門委員のご退任をいただいたということでございますので今回ご紹介を申し上げておきたいと思っております。

この後、経済産業省 関課長補佐様にお越しをいただいておりますので、国の最前線における率直な状況につきましてもお聞きを出来る機会をいただいたわけであります。

ぜひ皆様方と共に有意義な時間を過ごしながら、我々の当事者としての考え方をしっかりと持てる、そういった第1回目の推進委員会にさせていただければありがたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。

ここで、本日の定足数についてご報告申し上げます。

委員総数26名のところ、21名の出席をいただいております。従いまして、推進委員会条例第7条第2項の規定に基づき、過半数以上の出席がありましたので、本日の会議は成立することをご報告申し上げます。

それでは、推進委員会条例により、この後の進行を高橋会長にお願いいたします。

3 経過報告

(1) 事業評価の進捗状況について

会長：それではしばらくの間、私のほうで進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

次第の3 経過報告の(1)「事業性評価の進捗状況について」、藤田委員からご説明をお願いします。

日立造船：日立造船の藤田でございます。

事業性評価の進捗状況について、現在、系統連系について募集プロセスをしておりますけれども、その状況について簡単にご報告させていただきたいと思っております。

前回、系統を確保できないと言うことで、新潟県内で募集プロセスの設定があると言うことでご報告いたしました。1月6日の日に我々のほうで書類を用意いたしまして東北電力さんの募集プロセスに申請いたしました。

その前には、募集容量が合わないと言うことで前もって分かっておりましたので、東北電力さんにご相談に上がったのですけれども、とにかくこの募集プロセスに申し込んでほしいと言うことで、「申し込んだ後に色々検討しましょう」とのご指示がありましたので、とにかく1月6日の日に必要な書類を用意をいたしまして申し込むと言うことでございます。1月19日から東北電力さんのほうで系統の検討が開始されるというふうに聞いております。

先回の推進委員会は3月16日に実施されましたので、このあたりのところは前回も申し上げております。その時は、その他に低周波のご報告もさせていただいております。

その後、4月26日に東北電力さんから回答がございまして、東北電力さんからは「無効」と言う形での連絡がございました。

東北電力さんから「申し込んで」と言っておきながら、「無効」とはなんぞやと、東北電力さんに意義申し立てしたところ、今回の場合、風力発電の容量が非常に大きいために、予定していた負担金額よりかなり高くなるという事で、その後何度か調整をさせていただいて、「今回の岩船沖の洋上風力発電だけの検討をいたします」と言う回答をいただきまして、約2ヶ月ほどかかったのですけれども、もう一度資料を全て作り直して、昨日提出いたしました。

昨日、正式な接続系統の申し込みを実施いたしまして、東北電力さんから、「最短で3ヶ月検討期間のお時間を下さい。」と言うことで、我々のほうも「出来るだけ急いで下さい。時間がないのですよ。」と言うお話しをさせていただいて10月上旬ぐらいには回答をいただけるのかなと考えています。

10月上旬に回答をいただければ、再度我々のほうで事業性の再評価をいたしまして、11月に開催する推進委員会にはご報告出来るというふうに考えております。

系統連系につきましては今こう言う状況になっております。

岩盤の部分の設置の検討は、コンソーシアムではありませんが、日立造船単独で色々検討をしておりますので、この会合は、オープンと言うことである程度まとまりましたら、その辺の報告もさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

会 長：大変ありがとうございました。

只今の事業性評価の進捗状況の件につきまして藤田さんのほうからご説明をいただきました。皆様方からご質疑がありましたらお受けをしたいと思いますがいかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

今後、推移を見守って、ある程度方向性が出る段階で逐一情報を入れていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは続きまして先ほど申し上げた経過報告の（２）「洋上風力発電に関する法的検討の経過」につきまして事務局から説明をお願いします。

（２）洋上風力発電に関する法的検討について

事務局：事務局田中と申します。

本来であれば梶協専門委員から、法的検討の課題につきましての経過報告をご報告するところではございますが、専門委員の辞任によりまして、本日は事務局から説明をさせていただきます。

（２）洋上風力発電に関する法的検討についてのこれまでの経緯につきましては、お手元の資料１のとおりでございます。

この資料は、平成 28 年 1 月 14 日からの検討の経過を記載しております。実際にはこの資料以前にも検討は幾つかございまして、その時には風力発電を港湾内で進める上での根拠法として、港湾法の適用が日本各地で検討が進められていたこともあり、岩船沖洋上風力発電においてもその可能性を模索した経緯もございました。

しかし、岩船港の現状港湾区域をはるかに超える当計画エリアを、新たな港湾区域として設定することは非常に困難であり、その可能性も非常に低いことから、港湾法の形に限定しない形で検討をスタートしております。その内容が本日の資料となっております。

資料の裏面に、平成 28 年 7 月 20 日の打ち合わせ会議が記載しておりますが、20 日までの経過につきましては、昨年 8 月の第 2 回推進委員会で、それまでの検討状況と併せまして既に報告させていただいているところでございます。

昨年 8 月以降、この法的課題の検討をどのように進めたらよろしいか皆さんにお伺いしまして、新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例の第 3 条の使用許可の期限、また、第 5 条の使用許可、第 9 条の権利検討の制限の規定について、許可基準を明らかにしてもらえよう協議を進めることで皆様の承認をいただいております。

それ以降、平成 28 年 8 月 24 日及び、本年に入りまして平成 29 年 4 月 12 日に打ち合わせの場を持ってございます。

洋上風力発電計画を進めるにあたっての法的課題の抽出、そして現行法令の把握

整備等は、関係機関の担当者レベルで情報共有と共通認識が進められております。

実際の条例規定等の改正と言った形に現われるまでには、まだ時間の要するところではありますが、去年末から関係機関それぞれにおいて個別に検討が進められていることを認識しております。

またこの間、法的課題検討の先進地としてこれまで進められてきた、当圏域の検討内容につきまして、中央関係省庁からの説明を求められ、それには梶脇専門委員にも説明の要請があり、中央省庁に出向き、経過が報告されております。

その内容は非公開のものであるため、詳細につきましては梶脇専門委員からお伝えいただくことは出来ませんでした。その会議の中で「非常に重要な資料提供として役立った。」と評価され、本日の推進委員会の場でも皆さんにお示ししてもらいたいとお話しを受け、それが本日の資料2になっております。

海の底地に関する規定に関しましては、旧建設省所管の国有財産である使用の許可を条例で規定するか、また、規則で規定するか、これは特に国有財産法では特に規定されている条項はございません。そのため国内では、条例で整備する県と、規則で整備している県が実際にございます。

海の底地に関わる使用許可と併せまして使用料の徴収規定を並存する場合はおのずと条例による整備になります。

また、底地に関わる使用許可のみを規定する内容であれば規則による定めとなります。

規則による定めで使用許可のみをした場合、使用徴収をどうしたものかということになりますが、地方財政法23条、また、地方自治法128条によって別条例で定めると言うふうな内容になっております。

資料2 梶脇専門委員が昨年かなりの期間を要しまして都道府県の内容を整理した内容でございます。この表に39都道府県ございますが、この中で条例として整備している県が22都道府県ございます。

表の3列目に条例の名称、または規則の名称等ございますが、名称の規則または、条例を拾っていただければ、条例の整備22都道府県は確認出来ると思います。また、規則によって整備しているのが16都道府県ございます。

ただし、1件22番目になりますが、和歌山県の1件のみは国の国有財産法による直接の処理を行っている特質した状態におかれております。また、この表の中で市町村への配慮規定について、これは表の一番右はじに説明が不足しておりますが、県のほうで条例規則等で保護するにあたっての該当する市町村に対してその意見を求める意見書を添付する規定、もしくは意見を抽出する規定等有るか無しか、それについての記載となっております。

現在、9つの都道府県が該当になっております。また、私どものところで注目すべき点で許可期間についてがございます。これは新潟県の場合は3年もしくは特例

で5年と言うふうな期間を設定しておりますが、昨年度検討を開始する際には国内の各都道府県においても同様の期間が一律ではなかろうかと言う認識は持っておりますが、梶脇先生の細かな調査によりまして、10年の許可を可能にする都道府県が6つあることが明らかになりました。順番的には4番目にあります宮城県、8番目の茨城県、そして11番目の神奈川県、少し飛びますが29番目の香川県、33番目の佐賀県、36番目大分県、この6つの県がすでに10年を規定している県として存在しております。

この梶脇先生のご報告の内容が重要視されたと言うことでお聞きしております。

また、昨年度、国の各省庁の連携を基にする新たな政策等の構築等を検討しているような動き等もお聞きしているところではございましたが、本年4月になりまして、国が非常に進んだ関係等を基にする動きが明らかになったことを本日資料として添付してございます。資料3をご覧ください。

中央省庁では、平成26年から「再生可能エネルギー等関係閣僚会議」と言うものがこれまで3回開催されておりました。これは、再生可能エネルギーの拡大に向けての取り組みを検討している内容でございましたが、去年、より具体的な内容で関係を深め、てそれを進めなくてはいけないと言う内容から、会議の名称が本年4月11日から、「再生可能エネルギー水素等関係閣僚会議」と言う名称になっています。

ここで梶脇専門委員のほうから皆さんにお伝え願いたいと言うことで、3枚あります3枚目をご覧ください。A4横になっております。

今後5年間を目途に12の連携プロジェクトを関係府省庁が連携して推進することになっており、そのプロジェクトの内容を記載しておりますが、1枚目の5番目をご覧ください。

5 洋上風力発電の導入促進に向けた制度環境の整備としまして、風況、水深、海底地形等を集約した洋上風況マップを2017年3月に公開し、2017年より現在明確化されていない風力発電による一般海域の利用についてルール化を検討する。

この2行目が非常に大きく私共の計画と関連してくる内容になっております。

また、この内容を本来であれば詳しくご説明申し上げるべきかと思いましたが、具体的なアクションプランにつきましては、内容を詳しく説明しております冊子を本日ご用意してあります。この冊子5ページをご覧いただきたいと思っております。

5ページのところに5番と題しまして「洋上風力発電の導入促進に向けた制度環境の整備」、こちらの内容がそこに該当する部分でございます。

そして具体的なこの内容のスケジュールに関しましては同じく冊子の14ペー

ジをご覧下さい。14ページのほうに5番は2016年からスタートしまして、2017年本年度から検討を開始する内容から、向こう5年間のスケジュールはこのように示されたところがございます。

以上のように再生可能エネルギー導入拡大に向けた取り組みが急速に進む可能性があることをお伝えしまして本日の報告とさせていただきます。

会長：梶脇先生の取り組みの成果もありまして、国の関係閣僚会議の中でも明確に一般海域における事が書かれていると言うことでありまして、やはり我々が一部懸念をしておりました、「根拠をどこに置くのか」の部分が、いよいよ国のほうでもしっかりと作りいただけると言う方向性を、見出したと言うことだろうと思っております。

改めて梶脇専門委員には心より感謝を申し上げなければならないなと感じているところであります。

只今の事務局からの説明で、中々言葉足らずな部分があるかと思えますけれども、この件につきまして皆様方からご質疑がありましたらいただきたいと思えます。いかがでございましょうか。

改めてこのスケジュールの中で色んな動きが出てこようかと思えますので、皆様方には逐一情報提供をさせていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

それでは、本日予定をしておりました経過報告の二点につきましてはこれで終了とさせていただきます。

続きまして、今日、お忙しい中おいでをいただきました、経済産業省資源エネルギー庁 新エネルギー課 関課長補佐様のほうから、命題といたしましては「我が国における洋上風力の課題等について」と言うことで記載をさせていただいているところでありますけれども、国の最前線の状況につきまして時間をいただきながらご説明をいただきたいと思っております。また、先生には情報提供後、質疑につきましてもお受けをいただけるとありがたいと思えますのでよろしくお願い致します。

4 その他

(1) 「我が国における洋上風力の課題等について」

関課長補佐：只今ご紹介をいただきました、経済産業省 新エネルギー庁 省エネルギー新エネルギー部 新エネルギー課 「エネルギー」が4つぐらいつく部署にあるのですけれども、そこで課長補佐をしております、関と申します。

本日はこのような機会をいただきまして、また平素より経済産業行政についてご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

本日お話しさせていただく内容としては、「我が国における洋上風力の課題等について」と言うことで、課題だけではなくて、今、どう言うふうなことが世界で起こっているのか、それを見て、今、我々がどう言うふうに取り組んでいるのかお話しをさせていただければかと思えます。

(資料 我が国における洋上風力の課題等についてより説明)

会長：関課長補佐ありがとうございました。

ご質疑がありましたらお受けをしたと思いますが、いかがでございますでしょうか。

荒川委員：村上市の皆様からご質問が沢山出るといいなと思っていましたが、最初のきっかけの質問をさせていただきたいと思えます。

私達、日本の洋上風力の将来のことをしっかりと議論していただいて嬉しく思えます。

2週間前にもロンドンで国際会議に出ておまして、世界の状況を見ていくと、まだまだ時間が離れているなどという感じがしますので、政府として一段の取り組みをしていただきたいと思いますと思っております。

ここで2つ質問をさせていただきたいのですが、1つ目はやはり系統のこと、2つ目は一般海域の取り扱いで、村上市の皆様が考えているプロジェクトが1日も早く実現をするためにはどうすればいいのかという観点、視点で質問をさせていただきたいのですけれども、系統と言うのが先ほどご説明がありましたように、日本の場合はまだまだ様々な問題点があって、今日も事業者のほうから報告があると。1年前から検討が始まっているのに何も出ていないと言う状況なのですけれども、それをやはり早く系統接続を認めていただくと言うことは、抜本的な方策がないと、容量が大きい洋上風車は中々認めていただけない、進められないと言う感じがするのですね。そういう意味では丁寧なご説明もあったのですけれども、洋上風力をめがけた、それを想定した系統の接続のあり方と言うのが、今、更に、一段と議論されてもいいのではないかと思うのですが、そこのご見解を伺いたいと思えます。

関課長補佐：ご質問いただきましてありがとうございます。

系統制約ですね、本当は我々も何とかしないといけないと言うことで、この研究会でも、相当精力的に議論をいただいております、こう言うところが論点であると言うことはお示しが出来るのかなと言うふうに思っております。

色んな論点がありまして、おそらく一番早く聞くのは、既存系統をどれだけ

最大限活用出来るのかということかと思ひまして、その中でも研究会の中で議論されているのが「コネクタートマネージ」と言う言葉があるんですけども、要は、今は何があっても需要と供給が、供給が需要を上回らないところが、保守的に見て系統増強をすると言う形になっているんですけども、そこをもう少し条件を緩和して出来るだけつなぎでそこを何とかマネージしていこうと言う議論が出ておりました、そう言うところも含めて引き続き頑張っていきたいなと思っております。

荒川委員：是非そうしていただきたいなと思ひます。

ヨーロッパの場合を聞いていますと、先ほどもご紹介がありましたけれども、洋上風力などのコストを考える時に、発電事業者側が負担する系統費用は国が持つとか、または半分は国が持つとかと言う条件があつて非常に安い価格で積極的な導入になっていますので、やはり国または、国に準じたところが上手に系統のところを采配して、洋上風力が導入しやすいようにしていただけたらありがたいなと思ひます。引き続きよろしくお願ひいたします。

2つ目は一般海域でのお話しになりますが、今、一般海域でも長くお話しが進んでくると、村上市のほうからも様々な情報があつてここまで来たなと思つておるところであるのですが、一般海域、先ほど各都道府県の表を拝見しましても、10年が数都道府県ありましたけれども、3年ぐらいが最も多くある。

実は2年ほど前に港湾法で改正して、港湾地域においては今まで同じような状況だったのですが、実質的には20年継続的に利用できるよと言うことで、事業者側のほうが色々な意味で計画を立てやすくなり、銀行などが投資しやすくなつてきている環境が整つてきていると思うのですね。そういう意味で一般海域のほうでも今、始まつたところでございますけれども、10年と言う話ではなくて当然なことながら20年と言う単位になつてくると思うのですが、そういう方向の指針と言うのでしょうか、今どのような議論が行われているのか、差し支えなければ色々な情報をいただければと思ひます。

関課長補佐：我々も色々な事業者の方ですとか、お話しを聞いているところでございます、その中で3年とか5年の占用期間ですと中々ファイナンスが難しいと、洋上風力は大規模なプロジェクトでございますので、その他系統ですとか色々なハードルがあつてファイナンスがつきにくいと、更にそういう制度的なリスクがあるとより難しいと言うお話しはお聞きをしておりました、何とか出来ないかなと言うふうに考えているところでございます。

関係省庁とかと、話を進めようとしているところでございます、まだ、具体的にどう言う方向性になるかはお話し出来ないのですけれども、精力的に議

論はしているところでございます。

荒川委員：具体的な計画が進んできていると言うところでございますので、出来るだけ早く議論を深めていただきたいと思うのですけれども、必要であれば村上市の場合も条例と言う形で小さな単位から始まっていいと思うんですよね。条例できちんと20年なら20年受け入れてやれるよと言う環境作りをして、それをきっかけにして日本全体に広がっていくと言うシナリオと言うのも当然あるかと思っておりますので、1日でも早い実現をよろしくお願い致します。ありがとうございました。

会長：荒川先生ありがとうございました。

他にございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

実は私も荒川先生がご質問された部分、系統系の部分のマスコミの幾つかの報道を見ていますと、事業者が参入しにくい大きなハードルがそこに一つあるなと思っていましたので、全く同化の質問をさせていただきかけたのでありがとうございました。

もう一点、これは我々基礎自治体が預かるもの、当事者、現場サイドからいきますと、法的な根拠と言いますか、そのこのところの裏付けがしっかりとある、また我々の体力だけでは、やはり受け止めきれない部分がある。そう言った意味で昨年、港湾区域内の整備がなされたのは非常に大きなことだったと私も受け止めたわけでありまして、実は昨年もその点踏まえまして東京でも発言させていただきましたが、やはり風力発電を陸上から海上に移った時に、港湾と一般海域が当然あるわけでありまして、その境と言うのは、風力発電の能力、役割から言ってみれば、差違はないのだらうと思えます。立ち上がるところで条件が違うこと、そのこのところをすっきりとご説明をいただきながら、またそれに伴う法整備をしっかりとした裏づけを作ると言うことが大切なんだらうと思っております。

そう言った意味あいから梶脇先生の調査は非常に意義のあることだったと思えます。改めて一般海域をどのように活用していくのかと言う新たなステージに今、入っているんだらうと思えますので、そのこのところは経済産業省含めてしっかりと国のほうで制度設計をしていただいて我々が地元自治体、これはこのエリアからいくと、一自治体ではなくて、例えば広域的に連係するところ、県のサイズにならうと思えますので、そのこのところについても今後しっかりとお決めをいただきご披露いただきたいと言うことで、先ほどうちのほうで関係閣僚会議のスケジュール間の部分のお話をさせていただきましたけれども、2017年にある程度のルール下の方向性が出てくると認識はしているのですけど、その辺のところのご見解を示せる範

困でかまいませんので詳しくお聞かせいただきたいなと思っております。

関課長補佐：具体的にいつ頃と言うのはこの段階では申し上げにくいのですが、関係省庁もかなり議論はしているところがございますので、出来るだけ早くお示しが出来ればいいなと思っております。

会 長：ありがとうございました。
他に皆様方からございませんでしょうか。

菅原委員：教えていただきたいのですけれども、先ほどの4ページのところで世界の再エネ導入状況で、風力がどんどん増えていきますよと言うご説明があったかと思うのですが、40パーセントぐらいの比率になっているんじゃないかと思えますけれども、日本の場合は、10ページ目のエネルギーミックスの中では風力のところが1.7パーセント、全体の再エネの比率から言っても10パーセントに満たないぐらいの比率になっているんですけれども、これは環境の違いと言うことで導入量がこんなものかと取り決められているのでしょうか。

関課長補佐：4ページ目は毎年増えていくエネルギーの量と言うことで、しかも再生可能エネルギーの中での割合と言うことなので、そういう意味で量は多めに出るのかなと言うふうに思います。

世界的に見ても、やはり既存の再生可能エネルギーの全体の中でのストックと言う意味では、まだ大きいところまで入っていないのかなと。

中国、アメリカは非常に国土が広くて、世界的な導入量では上位を占めているところがございますが、そういう意味ではやはり日本の国土の狭さと言うのはあるかと思えます。

先ほどの10ページのエネルギーミックスは、どう言うふうに試算をしているかと言いますと、技術的な導入の可能性ですとか、コストですとか、そういったものをもろもろ勘案して、今の計画ですとか勘案して、若干ハードルが高めではございますが、ここまでであれば頑張れるのではないかと言うところで目標を示しておりますので、そういう意味では風力も12ページに示してありますが、3倍以上増やさないといけないと言うことではございますので、そこに向かって頑張っていくと言うことではございます。

菅原委員：ありがとうございます。

会 長：他にございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

ありがとうございました。それでは、関課長補佐、本当にありがとうございました。貴重なご助言に感謝を申し上げまして、情報提供のお時間を終了させていただきたいと言うふうに思っております。

大変ありがとうございました。

関課長補佐：ありがとうございました。

会 長：それでは改めまして次第に移らせていただきます。

(2)「市民講演会について」、事務局から説明をお願いいたします。

(2) 市民講演会について

事務局：事務局遠山と申します。

私から1点お知らせをさせていただきます。

皆様に配らせていただきましたが、本年度の推進委員会の事業の一つであります市民講演会が、7月9日日曜日に行われます。時間は午後1時から午後4時30分で予定しておりまして、場所は村上市民ふれあいセンター大ホールを予定しております。

今回は2名の著名な先生からご講演をいただきます。

お一人目は、国立環境研究所 地球環境研究センター 気候変動リスク評価研究室長 江守 正多氏より「地球温暖化と私たちの未来」と題しご講演いただきます。

お二人目は足利工業大学理事長 牛山 泉氏より「地球温暖化防止の切り札としての洋上風力発電」と題してご講演いただきます。お二方のプロフィールについても資料のほうに添付してありますので後ほどご覧いただきたいと思います。

地球温暖化と、洋上風力発電の理解を深めるために、皆さん、ご参加していただければかと思っております。よろしくをお願いいたします。

会 長：それではよろしくお願ひ致したいと思います。

それでは、日程の(3)その他、に移らしていただきたいと思います。この際、皆様方からご発言がありましたらお受けをしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

田中委員：情報の提供を一つさせていただきたいのですけれども、洋上風況マップが、NEDO様のほうで今年度平成29年3月23日にホームページ上で国内初の洋上風況マップの全国版が公開されておりますのでご確認いただければということと、先ほど市長様のほうからも説明があったのですけれども、新潟県のほうでは昨年

度平成 28 年に、海洋再生エネルギーの導入を促進するため、洋上風力発電事業のポテンシャルマップ等を作成するために調査を実施しております。その結果が、平成 29 年 5 月 11 日にホームページに結果が載っておりますので、併せて色々な情報が載っておりますのでそちらのほうもご確認いただければかと思えます。

もう 1 点、環境省から風力発電施設から発生する騒音に関する指針が、昨年 5 月 26 日に出されております。また同時に風力発電施設から発生する騒音測定等マニュアルも併せて出されてありますので、国のほうもこう言った風力に関する動きが活発化していると思うふうに思います。以上でございます。

会 長：貴重な情報提供、ありがとうございました。

そうした意味においては我々が色々な情報に触れる機会も広がっております。その中で色々を選択をしていくことが、以前は中々明確な資料やデータも無い中での話しに終始する部分があつて、我々も確信を持つてと言うところまでには至っていなかったケースがあつたのですが、そういうものを客観的に活用してしっかりと見ることが大切だなと思っております。

とりわけ、県のほうの調査結果では大雑把に言ひまして、2500 基でしたか、新潟沖に佐渡沖も含めて相当なボリュームでの電力量を確保出来るようなことで、新聞報道の内容ですけれども現在使用量の 4 倍が、それで賄えるのだと言うこと。これは浮体式と着床式と両方のチョイスがあつて 2500 基と言うようなお話しですし、それが全て実現「する」「しない」と言う議論は別としましても、やはりこれから我々がこの地球環境を守りながらエネルギーと共存していくと言う意味合いでは必ずや避けては通れない道だと言うふうに思いますので、今、田中委員から報告があつた部分につきましても十分参考にさせていただきながら色んなところで発言をさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

荒川委員：付け加えさせていただきたいのですが、今お話がありました新潟県の調査につきましても、内部委員会としては私が委員長を勤めさせていただきまして、一生懸命まとめさせていただきました。

うちの専門家委員としては、気象協会のほうが中心となつて行つた事業だと、公募の上で行われた事業なのですけれども、神戸大学の大澤先生と言う NEDO の出身者の方もお招きしまして、より正確なシミュレーションを行っております。

北海道ですとか、北のほうは強い風があると言うことは事実でございますけれども、新潟県単体と言う形で見るとはですね、経済性が成り立つ形で数は存在していますよと言うことをまとめていますので、あとは写真をまとめたのは新潟県と言うことになりまますけれども今、市長のほうからご説明があつたとおり有効に活用していただければありがたいと思っております。

会 長：ありがとうございます。

それではよろしゅうございますでしょうか。それでは事務局からお願い致します。

事務局：日立造船さんから情報提供がありますので連絡よろしくお願い致します。

(3) その他

日立造船：情報提供と言うことで、お手元に主な国内洋上風力案件と言う、ホチキス止めのカラーの資料を配布させていただいております。

洋上風力は今、日本でどう言う状況かにつきまして、関さんからも色々お話しがあったのですけれども、日本で今、どう言う案件が動いているかと言うところを、一般に知られている情報を整理させていただきました。

1 ページ目の下の欄、スライドの2枚目のところに一覧を書かせていただいております。公募の順番は、年代の古い順番に並んでおるのですけれども、推進委員会でもご見学に行かれたところもあるかと思うのですが、茨城県の鹿島港の神栖は5年前に公募をされており、そこは港湾です。現状まだ一本も建っていない状況なのですけれども、建設に向けて今、色んな検討が5年かけて行われております。

2 番目の秋田県もこれも港湾でございまして、丁度、新潟と一緒に2015年に公募がなされております。

次に青森県のむつ小川原港、太平洋側ですね、ここも2015年に公募が行われて、ここは主に地元の事業者さんが検討されています。

4番は北海道の石狩湾新港、5番は最近公募されました北九州港と言うことで、6番、7番は港湾圏ではありませんが、企業のほうで環境アセスを実施していると言う二つの案件でございます。

1枚めくっていただきまして、①鹿島港と言うことで、現地に行かれた方はご存知かと思えます。今、現状は岸边からブリッジを渡って十数本あるかと思えますけれども、その沖合いに洋上風力を建設しようとするもので、5メガワット20基なので大きなものです。

ただこれは、南と北に分かれていまして、北側は(株)ウィンド・パワー・エナジーさんが実施しているのですけれども、南側は丸紅(株)さんが権利を取っておられたのですが、事業採算性が合わず撤退しておりまして、今現在再公募しております。

②秋田港、能代港は港湾ですから県のほうから公募があつてコンソーシアムを組んでおります。

非常に多い14社のコンソーシアムで、秋田港に最大14基、能代港に最大20基

と言う形で検討されております。ここは着々と進んでおり、㈱丸紅さんが代表で、今、建設業者の絞込みとかされているところでございます。

③むつ小川原港は青森の太平洋側でございますけれども、事業予定者を見ていただければ分かりますように、地元の事業者さんがやられています。

実はここには、大手の我々のような会社がサポートで入ろうかなと言う検討をされておりますけれども、現状はまだ事業計画段階でございます。

アセスのほうは準備書までいっているんですけど、採算性とか、後は具体的な工事をどうするかと言う検討をなされております。

④石狩湾新港の港湾圏でございますけれども、㈱グリーンパワーインベストメントと言う外資系の会社が代表で最大 26 基と言う形でなされておまして、これについても着々と準備を進められておると聞いておりますけれども、どうしても建設の部分で日本はヨーロッパに比べまして洋上での施工実績が全くございませんので、その辺でかなり苦労されていると。

弊社にも EPC のご相談に来られましたけど、かなり苦労されていると言うことでございます。

⑤北九州港は、港湾法が変わってから初めて公募された案件でございます。ここはひびきウィンドエナジーと申しましてコンソーシアム代表は九電みらいエナジー株式会社と言う九州電力さんの子会社さんが代表でやられているところで、ほとんど地元の大手企業ですね。

九電工さんもそうですし電源開発さんのジェイパワーさんもそうでございますけれども、非常に大きな計画でございます。

ここは公募が終わって選定されたばかりと言うことで、これから検討に入られると聞いております。

⑥秋田県の能代はここは公募ではございません。

秋田県がこの辺が洋上風力として適地と言う形でゾーニングを出されたあとに、言い方が悪いですけども早いもの勝ちと言う形で、ここは㈱大林さんが環境アセスだけを進められておりますが、㈱大林さんはあまり事業のほうには興味がないと思っておりますので、事業者は今探されているのかなと思います。

⑦由利本荘は秋田県がゾーニングをして手がけられ、代表は㈱レノバと言う会社で産業廃棄物の会社ですが、最近、風力発電に入ってきた会社です。

これは非常に大きな計画の状況でして、このままだと系統に繋ぐことができませんので、どうされるのかと我々も興味深く見ております。ただこの辺は公募じゃなくて、先ほど申し上げたように秋田県さんが導入されて、「この辺は適地ですよ」と言うところに手を挙げられ手がけられてやっておられますので、地元との合意形成が十分なされていません。

その辺は一般海域では非常に問題で、村上市はそういう面ではうまく進んでい

ます。先ほど市長も申し上げましたけれども村上市が先例かなと考えております。
以上、情報提供でございます。ありがとうございました。

会 長：大変ありがとうございました。

中々そう言うところでご検討される事業体もあるわけですが、やはり進めるにあたっては、丁寧な形でやらないと中々大変なのではないかなと言う感じはしますので、非常にいい情報をいただきましてありがとうございます。
今の件はご報告として受け止めていただきたいと思いますと思っております。

委員一同：はい。

5 閉会（午後4時20分）

会 長：それではその他の項目で皆様方からご発言がないようでございますので、本日予定をされました日程全て終了させていただきました。

また、関課長補佐におかれましては、お忙しい中、遠路村上まで足を運んでいただきましてありがとうございました。

こうした形で経済産業省からの知見をいただくと、やはり今我々が取り組んでいることが今しっかりとした国の政策の中に担っているんだなと言うことを感じております。

地元といたしましては、推進委員会を中心に丁寧に説明をしながら事業を進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは委員の皆様方にはスムーズな議事の進行にご協力をいただきましてありがとうございました。感謝を申し上げまして第1回目の推進委員会をこれで終了させていただきますと思います。

大変ありがとうございました。